

令和6年能登半島地震で被災された方への支援について(長久手市)

- 1 この表は、長久手市の支援の概要を一覧にまとめたものです。(関係機関による支援も含む)
支援を希望される方は、それぞれの支援の問合せ先にお問合せください。
- 2 支援にあたり、罹災証明書や本人確認書類などが必要な場合があります。
また、長久手市に住民登録されていることが必要な支援もあります。
事前に、それぞれの支援の問合せ先にご確認ください。
- 3 どこに相談したらよいか分からない場合や、支援一覧にはないが困っている場合などは、
地域共生推進課にご相談ください。(電話0561-56-0551)

支援メニュー一覧の問合せ先 安心安全課(電話0561-56-0611)

令和6年能登半島地震被災者への長久手市支援メニュー 一覧

令和6年2月27日現在

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
各種相談支援				
1	生活相談	石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、長久手市内に避難された方	被災後の生活全般に関する相談の受付、各種支援手続き等の案内	地域共生推進課地域共生推進係 電話0561-56-0551
2	法律相談・司法書士相談	石川県能登地方で発生した地震及び地震の影響による津波等により、長久手市内に避難された方	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による各種法的手続きなどの相談、司法書士による登記や成年後見などの相談 ・愛知県弁護士会、日本司法書士会連合会による相談窓口の案内 	地域共生推進課地域共生推進係 電話0561-56-0551

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
生活面への支援				
1	日本赤十字社の救援物資配布	被災者及び被災者受入世帯	日本赤十字社の救援物資を配布します。 ・毛布(1枚/人) ・タオルケット(1枚/人) ・救急セット(1個/世帯)	福祉課福祉協働係 電話0561-56-0553
2	国民健康保険税の減免	災害により自己又は家族が所有し、かつ、居住する住宅又は家財に損害を受けた方で、前年所得が1,010万円以下であり、保険金などにより補填される金額を除いて計算した損害割合が3割以上ある方	被害を受けた日から6か月以内に到来する納期分の長久手市国民健康保険税を減免(所得により減免率は異なる。) ※詳しくはお問合せください。	保険医療課国保年金係 電話0561-56-0618
3	国民年金保険料の免除	被災し、住宅、家財その他の財産が、その価格の概ね二分の一以上の被害を受けた被保険者	保険料の免除(年度ごと申請必要) 令和5年度分 令和5年11月分から令和6年6月分まで 令和6年度分 令和6年7月分から令和7年6月分まで 令和7年度分 令和7年7月分から令和8年6月分まで	保険医療課国保年金係 電話0561-56-0618 日本年金機構瀬戸年金事務所 電話0561-83-2412
4	後期高齢者医療制度に係る保険料減免及び一部負担金減免	後期高齢者医療制度にご加入で、災害などにより住宅等に著しい損害を受けた方など	保険料の減免を受けられたり一定期間に限り医療費の自己負担額(一部負担金)が軽減される場合があります。	保険医療課医療係 電話0561-56-0617

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
5	生活福祉資金貸付(緊急小口資金)	令和6年能登半島地震による災害救助法の適用地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯(低所得世帯に限らない)	貸付金額の限度は、原則として、10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内。無利子 (1)世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2)世帯員に要介護者がいるとき。 (3)世帯員が4人以上いるとき。 (4)前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。 据置期間は、貸付の日から1年以内 償還期限は、据置期間経過後2年以内	長久手市市社会福祉協議会 電話0561-62-4700
6	生活困窮者自立相談支援事業	困窮者	食料支援	福祉課保護係 電話0561-56-0640
7	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。また、耐用年数内の支給が可能となる場合があります。	福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614
8	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る負担額の支払に係る特例	被災により、費用負担が困難な方	利用者負担額の減免や支払の猶予を受けられる場合あり	福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
9	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費(更生医療・育成医療)の負担額の支払に係る特例	被災により、費用負担が困難な方	負担額の減免や支払の猶予を受けられる場合あり	福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614
10	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び訪問入浴サービス事業)の負担額の支払に係る特例	被災により、費用負担が困難な方	負担額の減免や支払の猶予を受けられる場合あり	福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614
11	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証の提示に係る特例	令和6年能登半島地震による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家屋に残したまま避難していること等により、障害福祉サービスを利用するために必要な手続きができない方	障害福祉サービス受給者証を提示できない場合、事業所等において、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日、居住地及び支給決定内容を確認することにより利用可能。	福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614
12	障害者総合支援法に基づく自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証の提示に係る特例	令和6年能登半島地震による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家屋に残したまま避難していること等により、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を受けるために必要な手続きができない方	自立支援医療受給者証を提示できない場合、医療機関において、自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより受診可能。また、緊急の場合は、指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで受診可能。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診可能。	(更生医療・育成医療担当) 福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614 (精神通院医療担当) 保険医療課医療係 電話0561-56-0617
13	特別障害者手当及び障害児福祉手当	被災にあわれた方、または被災により必要な手続きができない方	支給開始時期の特例や、所得制限の特例を受けられる場合があります。	福祉課障がい福祉係 電話0561-56-0614

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
健康面への支援				
1	定期予防接種の実施	被災により、居住地である市町村において定期予防接種を受けることが困難な方	該当する定期予防接種券の交付	健康推進課母子保健係 電話0561-63-3300
2	新型コロナワクチン接種の実施	被災により、居住地である市町村において新型コロナワクチン接種を受けることが困難な方	新型コロナワクチン接種券または住所地外接種届出済証の交付	健康推進課母子保健係 電話0561-63-3300

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
子ども・子育て支援				
1	母子健康手帳の交付・再交付	①災害救助法適用地域に住民票があり、長久手市に妊娠届出書を提出した方 ②災害救助法適用地域に住民票があり、母子健康手帳の交付を受けたが災害により紛失された方	母子健康手帳の交付、再交付	健康推進課母子保健係 電話0561-63-3300
2	妊産婦健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある妊産婦	住民票のある市町村で健診費用の償還払い制度がない場合、妊婦健康診査受診票交付申請書の提出にて受診票を交付	健康推進課母子保健係 電話0561-63-3300
3	乳児健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある乳児	住民票のある市町村で健診費用の償還払い制度がない場合、乳児健康診査受診票交付申請書の提出にて受診票を交付	健康推進課母子保健係 電話0561-63-3300
4	養育医療給付	災害救助法適用地域に住民票がある給付対象児	災害により、受給者証にある指定医療機関において受診等ができなくなった場合は健康推進課にて相談	健康推進課母子保健係 電話0561-63-3300
5	一時保育の利用	生後6か月から小学校就学前の子ども	保育料 全額免除 ※昼食費などの実費相対額は利用者負担	子ども未来課保育係 電話0561-56-0615
6	ながくてひろば利用料免除	被災により市内に一時的に避難されている児童	ながくてひろばを利用される場合利用料の免除	子ども未来課児童係 電話0561-56-0616
7	就学援助費の支給	被災により経済的に困りの小中学校の児童生徒の保護者	給食費、学用品費など就学に係る費用の一部を援助する。	教育総務課庶務教育係 電話0561-56-0625